

# 兵庫県公報

令和6年3月1日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（経営課）	1
<b>病院局管理規程</b>	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	2

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

病院の利用者から徴収する料金の額を明確化し、利便性を向上するため、条例で定める料金の額について、消費税が課される場合と課されない場合を区別して記載する等所要の整備を行うこととした。

## 条 例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県条例第1号

#### 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1 特別病室の室料の款金額の欄を次のように改める。

1人1日	30,091円（消費税が課される場合においては、33,100円）
1人1日	17,091円（消費税が課される場合においては、18,800円）
1人1日	14,273円（消費税が課される場合においては、15,700円）
1人1日	12,364円（消費税が課される場合においては、13,600円）
1人1日	9,546円（消費税が課される場合においては、10,500円）
1人1日	7,637円（消費税が課される場合においては、8,400円）
1人1日	5,728円（消費税が課される場合においては、6,300円）
1人1日	4,728円（消費税が課される場合においては、5,200円）
1人1日	3,819円（消費税が課される場合においては、4,200円）
1人1日	2,909円（消費税が課される場合においては、3,199円）
1人1日	2,364円（消費税が課される場合においては、2,600円）

別表第1 備考中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 入院時食事療養料の款並びに告示に掲げるものの料金の款健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合（労災給付、法令による検診、がん集団検診及び健康診断（精密検査以外の検査に限る。）を除く。別表第3において同じ。）の項及び健康診断（精密検査を除く。別表第3において同じ。）の項の料金を徴収する場合において消費税が課されるときにおける料金の額は、金額の欄に掲げるそれぞれの額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 入院時食事療養料の款の料金を徴収する場合において消費税が課されるときにおける料金の額は、金

額の欄に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第3 特別病室の室料の款金額の欄を次のように改める。

1人1日	17,091円（消費税が課される場合においては、18,800円）
1人1日	9,546円（消費税が課される場合においては、10,500円）
1人1日	7,637円（消費税が課される場合においては、8,400円）

別表第3に備考として次のように加える。

備考 告示に掲げるものの料金の款健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合の項及び健康診断の項の料金を徴収する場合において消費税が課されるときにおける料金の額は、金額の欄に掲げるそれぞれの額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 病 院 局 管 理 規 程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和6年3月1日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

#### 兵庫県病院局管理規程第2号

##### 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表料金の欄中「1,980円」を「1,800円（消費税が課される場合においては、1,980円）」に、「790円」を「719円（消費税が課される場合においては、790円）」に、「800円」を「728円（消費税が課される場合においては、800円）」に、「6,530円」を「5,937円（消費税が課される場合においては、6,530円）」に、「2,880円」を「2,619円（消費税が課される場合においては、2,880円）」に改め、「消費税が課されるときにおける料金の額は、告示により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。」を加え、同条第4項の表料金の欄中「3,120円」を「2,837円（消費税が課される場合においては、3,120円）」に、「5,020円」を「4,564円（消費税が課される場合においては、5,020円）」に、「2,400円」を「2,182円（消費税が課される場合においては、2,400円）」に、「2,300円」を「2,091円（消費税が課される場合においては、2,300円）」に改め、同条第5項中「、兵庫県立がんセンター及び兵庫県立リハビリテーション中央病院にあっては1人1回につき2,600円」を削り、「及び兵庫県立こども病院にあっては1人1回につき7,000円（歯科は5,000円）」を「、兵庫県立こども病院、兵庫県立がんセンター及び兵庫県立リハビリテーション中央病院にあっては1人1回につき6,364円（歯科は4,546円）（消費税が課される場合においては、7,000円（歯科は5,000円）」に改め、同条第6項中「及び兵庫県立こども病院にあっては1人1回につき3,000円（歯科は1,900円）」を「、兵庫県立こども病院、兵庫県立がんセンター及び兵庫県立リハビリテーション中央病院にあっては1人1回につき2,728円（歯科は1,728円）（消費税が課される場合においては、3,000円（歯科は1,900円）」に改め、同条第7項中「2,883,000円」の右に「（消費税が課される場合においては、3,171,300円）」を、「1,442,000円」の右に「（消費税が課される場合においては、1,586,200円）」を加え、同条第10項の表料金の欄中「15,700円」を「14,273円（消費税が課される場合においては、15,700円）」に、「5,500円」を「5,000円（消費税が課される場合においては、5,500円）」に、「5,100円」を「4,637円（消費税が課される場合においては、5,100円）」に、「3,600円」を「3,273円（消費税が課される場合においては、3,600円）」に、「2,900円」を「2,637円（消費税が課される場合においては、2,900円）」に、「4,600円」を「4,182円（消費税が課される場合においては、4,600円）」に、「3,700円」を「3,364円（消費税が課される場合においては、3,700円）」に、「2,000円」を「1,819円（消費税が課される場合においては、2,000円）」に改め、同条第11項の表料金の欄中「100円」を「91円（消費税が課される場合においては、100円）」に、「150円」を「137円（消費税が課される場合においては、150円）」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。